

令和 5 年度税制改正

「中小企業投資促進税制」 「中小企業経営強化税制」

法人税の特例を 2 年間延長

コインランドリー業に条件の記載も
主要な事業者は引き続き申請は可能

「制」では、「コインランドリー業（主要な事業者であるものを除く）」の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外」
この注記については、その文言のわかりづらさから、税理士や会計士、銀行でも「コインランドリー業が税制特例措置から外された」との解釈が多く聞かれます。
このため日コ連では申請時の混乱を回避するため、中小企業庁財務課に相談し、文言の解釈を Q & A に追加掲載していただきました。（下記参照）
この Q & A をわかりやすく説明すると、「既存、新規を問わず、コインランドリー用の土地建物（賃貸含む）、専用の機器、運営の知識を持った従業員を使い、利用者に向けたサービスを提供する事業者は主業に当たり税制の対象となる。」
もしこれに該当しない場合でも、「店舗の運営や管理を少しでも事業者が行っているならば、税制の対象となる。」との解釈となります。

ちなみに「管理」とは、集金業務、店舗清掃、利用者への操作説明、集客のためのチラシのポスティングでも構いません。
この注記が記載された背景は、節税や法人税の軽減のみを目的としたコインランドリーを税制利用から排除したいとの考えです。

財務省が廃止を検討していたこの税制特例措置を、中小企業庁が強く継続を求め、延長が決まった経緯もありますので、日コ連会員の皆様には、税制の正しい活用をお願いいたします。
不明な点は、事務局までお問合せください。

経営強化法による支援（中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>



中小企業経営強化税制 Q & A 集（抜粋）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf>

共-36	コインランドリー業及び暗号資産マイニング業においてどのような設備が税制の対象となるのか。	主要な事業としてコインランドリー業や暗号資産マイニング業を行う場合のこれらの事業に供する設備は対象となります。また、主要な事業に該当しない場合でも「管理のおおむね全部を他の者に委託するもの」に該当しない場合は対象となります。
共-37	「主要な事業」にはどのようなものが該当するのか。	継続的に自社の経営資源を活用し、現在行っている事業又は今後行う予定の事業や、これらの事業に付随して行う事業が該当します。例えば、自社の役員や従業員の多くが携わっている事業や、既存事業に加えて新規事業として自社の土地や建物を活用して行う事業、ある主要な事業を行う事業者がその利用者に向けたサービス提供のために行う事業などが該当します。なお、主要な事業は、一事業者に一つの事業に限られるものではなく、複数の事業が該当することもあります。 ※「経営資源」とは、事業の用に供される不動産、事業に関する従業員の有する技能又は知識（租税に関するものを除く）その他これらに準ずるものをいいます。
共-38	「その管理の概ね全部を他の者に委託するもの」にはどのようなものが該当するのか。	事業の全体管理を含め、その事業の実施のための業務の全部を他の者に委託するものについては該当します。事業の全体管理や事業に係る業務の一部又は一部を事業主、役員又は従業員が実施している場合には該当しないと考えられますが、個別の管理の状況によっては該当する場合もあります。
共-39	令和5年3月31日までに認定の申請をした経営力向上計画に記載のある経営力向上設備等についても、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業における一部資産の除外規定は適用されるのか。	令和5年3月31日までに認定の申請又は変更の認定の申請がされた経営力向上計画に記載された経営力向上設備等は、改正前の税制が適用され、除外規定は適用されません。

事業再構築補助金 「成長枠」で業界を申請

事業の再構築を支援する「事業再構築補助金」の制度が第10回公募から変更になり、従来の枠が見直され、「通常枠」が「成長枠」へ変更されます。
この成長枠の対応業種は、①経済産業省「工業統計調査」、「企業活動基本調査」を基に、要件を満たすとされた業種と、②業界団体等が要件を満たすことについて示した業種・業態となっています。

コインランドリー業界は、①に含まれないため、②の申請を業界団体が行わなければならず、今回、日コ連が業界団体として「成長枠」への申請を行いました。
申請の審査結果は、4月末から5月上旬に発表される予定です。結果が出ましたら、会員の皆様にはメール等でお知らせいたします。

The 8th
INTERNATIONAL
COIN-OPERATED
LAUNDRY
EXPO 2023

第8回 国際コインランドリー-EXPO 2023

2023.12/7(木)▶8(金)

10:00~17:00 (最終日のみ 18:00 まで)

パシフィコ横浜

「令和5年賀詞交歓会」

84名の参加で盛大に開催

萩生田最高顧問も参加



萩生田最高顧問

2023年1月27日、A P品川アネックスにおいて、令和5年賀詞交歓会が84名の参加で盛大に開催されました。

当日は大変多忙な中、本法人の最高顧問である萩生田光一自由民主党政務調査会長も参加。

「コインランドリーの

需要は順調に増えており、これからの高齢化、少子化を考えると、ガソリンスタンドやコンビニとの合体型というものも考えていかなくてはならない。まさに無くてはならない生活インフラのひとつになっていいると思っ

ている。私がたまたま経産大臣の時に所管省庁がない事を聞いて、経産省が所管になり歩み始めた。経産大臣は辞めたが、連合会の顧問という形でこれからもお付き合いで、これをご縁に皆様のご指導とご支援をいた

分科会を発足

用途地域など規制緩和を推進

昨年の総会で発表された本年度の活動項目である「分科会」が、活動を開始した。

最初に発足した分科会は、用途地域は、用途地域の規制の緩和などを目的とし

た「規制緩和分科会」で、理事会にて発足時メンバーを暫定で決め、第1回の会合を3月3日に開催いたしました。

第1回の議題は「コインオペレーショニング営業施設の衛生措置等指導要綱」と「用途地域規制緩和」を協議。

「衛生措置等指導要綱」については、昭和58年に作られたもので現状

日本寝具寝装品協会 今後の連携を確認

3月8日、一般社団法人日本寝具寝装品協会（JBA）と今後の活動協力の打ち合わせを行いました。場所はJBA事務所で、参加者は奥谷専務理事他2名と全国ふとんクリーニング協会の奥谷専務理事、日コ連からは宮澤理事、高橋常務理事が参加しました。

奥谷専務理事からは、低迷するクリーニング業界とふとん業界が協力して「ふとん洗い」を推進

のコインランドリーの実態に合わないことから、日コ連独自のガイドラインを見直し、それを厚生労働省に具申にすることを決定。

「用途地域規制緩和」については、前回会員にアンケートを実施しましたが、回答があまり集まらなかったため、全国23社で会員のヒアリングを再度実施することを決定しました。

「規制緩和分科会」のメンバーは、今後、追加募集を行い、多くの会員の意見を反映していく予定です。

また、その他の課題についても、順次、分科会を発足していきますので、会員各位の積極的な参加をお願いいたします。

しているが、その活動に日本コインランドリー連合会も協力してもらえないかとの打診をいただき、宮澤理事長からは、まだ組織は小さいがぜひ協力させて欲しいとの回答をいたしました。

今後、関連する業界団体が共同でイベントやキャンペーンを企画していく事となります。

コインランドリー業界としても、売上ボリューム拡大のため、全体でふとん洗いが習慣化されるよう協力していきましょ

活動報告

12月22日

経産省サービス産業室

税制改正大綱について

経緯、解釈の確認

12月27日

自民党松井部長

税制改正大綱経緯確認

1月11日

米田顧問

税制改正大綱対応策検討

1月16日

経産省サービス産業室

中小企業庁財務課

税制改正大綱の主業の

定義確認

1月18日

中小企業庁財務課

コインランドリー業界の

説明

1月19日

木原稔議員秘書

用途地域行規制緩和の

協力依頼

2月8日

経産省サービス産業室

再度、税制特例措置の

解釈の確認

2月27日

牛久保秘書官、米田顧問

施策進捗報告と今後の

方針確認

3月2日

自民党松井部長

予算、施策レクチャー

3月13日

土田慎議員

コインランドリー業界の

現状、課題の打合せ

3月31日

経産省サービス産業室

中小企業庁財務課

活動報告

12月22日

経産省サービス産業室

税制改正大綱について

経緯、解釈の確認

12月27日

自民党松井部長

税制改正大綱経緯確認

1月11日

米田顧問

税制改正大綱対応策検討

1月16日

経産省サービス産業室

中小企業庁財務課

税制改正大綱の主業の

定義確認

1月18日

中小企業庁財務課

コインランドリー業界の

説明

1月19日

木原稔議員秘書

用途地域行規制緩和の

協力依頼

2月8日

経産省サービス産業室

再度、税制特例措置の

解釈の確認

2月27日

牛久保秘書官、米田顧問

施策進捗報告と今後の

方針確認

3月2日

自民党松井部長

予算、施策レクチャー

3月13日

土田慎議員

コインランドリー業界の

現状、課題の打合せ

3月31日

経産省サービス産業室

中小企業庁財務課

一般社団法人日本コインランドリー連合会 会員 (68社) 順不同

【正 会 員】

海渡産業株式会社

有限会社喜代商店

株式会社アスファクト

株式会社トヨー特機

株式会社奉徳はないけ

【準 会 員】

株式会社立石コーポレーション

J & Jカンパニー株式会社

三栄電機販売株式会社

【特別賛助会員】

株式会社ダイワコーポレーション

【賛 助 会 員】

旭精工株式会社

株式会社ケンユー

有限会社マサキ化学総合研究所

三共工業株式会社

株式会社美幸工業

株式会社ディーオーアイ

株式会社ハヤカワ

株式会社エコ乃家

ゼンドラ株式会社

長野県コインランドリー事業協同組合

三和建工株式会社

株式会社エースランドリー

有限会社NEW FACE CENTER NC21

アクア株式会社

株式会社エスエスティ

株式会社BOSTEC

株式会社アオイ商会

株式会社マクロニクス

シーバイエス株式会社

東海機材株式会社

京都ランドリーサービス株式会社

株式会社トータルマネジメント

有限会社川本商事

フトン巻きのジロー株式会社

株式会社クラブネット

株式会社ランドリーサポート

株式会社すぐじ

ヤブサメインダストリー株式会社

株式会社スター商会

株式会社T O S E I

ビューテ株式会社

カミナガ販売株式会社

i - P R O株式会社

株式会社大橋製作所

株式会社アサショウ

株式会社Fujitaka

有限会社ウィンダム

株式会社南興クリーンサービス

ビクター商事株式会社

有限会社上山洗機

株式会社ワタナベ

株式会社スピンドル

コインランドリーBlueFlag

株式会社山本製作所

日華化学株式会社

株式会社ツ・エム化成

化成品商事株式会社

三洋商事株式会社

株式会社LDM

株式会社ジーアイビー

株式会社OKULAB

家坂商事株式会社

株式会社コバヤシ

株式会社ケイコーポレーション

株式会社光栄産業

エレクトロラックス・プロフェッショナル・ジャパン株式会社

株式会社UYEKI

飛天ジャパン株式会社

ラクナ油脂株式会社